

標準仕様書

第1 総括事項

- 1 仕様書及び図面に疑義の生じた場合は監督員と協議すること。
- 2 作業にあたっての作業員の管理は、労働関係法、その他法律の定めによること。
- 3 作業にあたっては火災予防に万全を期すこと。
- 4 事業終了後は監督員の指示に従い、現場の片付け整理を行うこと。
- 5 設計図書に記載されていないが、当然受注者で行うべき事項は受注者の負担において行うこと。

第2 保育間伐

- 1 この事業内容は、選木、伐倒、枝払、玉切、片付け、雑木竹除去の保育間伐を行うものである。
- 2 当該区域は健全木、傾斜木、転倒木、枯損木、折損木が混在しているため伐倒などには細心の注意を払って作業すること。
- 3 間伐率は、原則30%以下とする。ただし、立木の状況等に応じ判断すること。
- 4 保育間伐は、次の事項に従って実施しなければならない。
 - (1) 間伐木の選木作業は、劣性木等を優先して選木すること。選木した間伐木は白テープ等で表示し、疑義等生じた場合は監督員に報告し現地確認を受けること。
 - (2) 伐倒にあたっては、地形、傾斜により伐倒方向を定め、残存木を損傷しないように注意すること。
 - (3) かかり木は、そのまま放置することなく着実にその場で処理し、次の作業を行うこと。
 - (4) 伐採高は、集積及び今後の施業、管理に支障とならないようできるだけ地際から伐採すること。
 - (5) 伐倒木及び枝条等は今後の施業、管理に支障とならないよう玉切り、集積するものとする。
 - (6) 林縁木（竹類は除く）は、林分保護のため原則として伐採しないこと。
 - (7) イチイガシやイスノキ、ウラジロガシ等の有用広葉樹は、植栽木の生育に支障のない限り保残すること。
 - (8) 残存木につるが巻いている時は、1.5mの高さですべて切断し、地上部は除去すること。

第3 安全事項

- 1 転倒木、傾斜木、枯損木、折損木は通常の立木の伐倒と異なり、切断時の跳ね返り、転倒など、災害につながる条件にあることから、特に注意して作業を行なうこと。
- 2 転倒木は異常な張力がかかっているため、形状に応じた方法で処理し、切断時の裂け、跳ね返りに注意すること。

- 3 退避路と退避場所の確保を行うこと
- 4 重なり合っている転倒木は、負荷のかかっていない材から処理すること。
- 5 必要に応じて、ワイヤーロープや牽引具（チルホール）等で安全を確保すること。
- 6 幹の折れた木は、折れた部分を取り外して作業するが、取り外せない場合は折れた部分を避け、横方向に倒すこと。この場合は受け口を大きく作り、くさびを使って慎重に倒すこと。
- 7 欠損木は重心の移動をさせにくいので、受け口を大きめにとり必ずくさびを使い、形状に応じた作業を行なうこと。
- 8 かかり木となった場合は、かかり木処理手順に従って行うこと。
- 9 作業者間の連絡合図を徹底すること。
- 10 伐倒作業等により、今後土砂流出が起きないように対策を図ること。

第4 事業区域

- 1 受注者は、事業の実行に先立ち、あらかじめ事業区域の周囲等を踏査し、用地境界等を確認しなければならない。

第5 写真管理

- 1 写真管理については、1筆につき着工前写真、完成写真、作業種ごとに作業状況等が分かる写真を添付すること。

第6 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置

暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく発注者及び警察に通報すること。また、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

第7 ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策

ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入にあたっては、「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査を行ない、監督員に報告すること。

第8 労働環境の確認に関する特記事項

- 1 受注者は、本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員に係る労働環境に関し、鹿児島市指定の「労働環境に係る調査票」を記入し、本契約締結後及び履行完了後速やかに提出するものとする。
- 2 鹿児島市は、「労働環境に係る調査票」の内容に疑義が生じたときは、受注者の事業所等において、関係書類の確認、本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員からの聞

き取り調査等を行うことができるものとする。

- 3 鹿児島市は、2の結果、受注者の本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員の労働環境が不適切であると認められる場合は、受注者に対し改善を指示するものとし、受注者は、当該指示により行った改善の内容を記載した報告書を鹿児島市に提出するものとする。